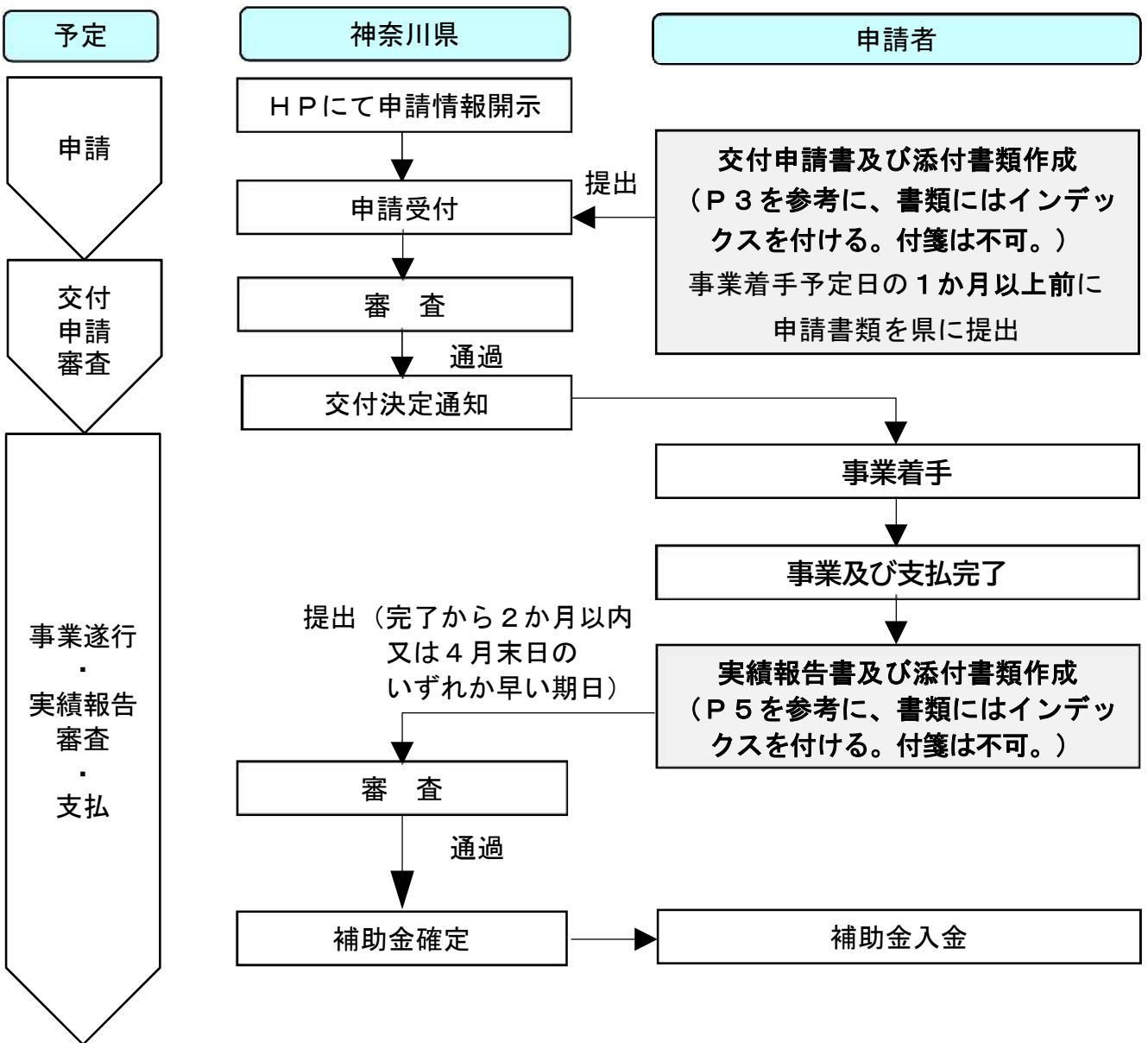


神奈川県既存住宅省エネ改修事業費補助金の交付申請等の手引

- ・申請者は、かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定める様式をダウンロードし、要綱に定める関係書類を添付して、提出してください。
- ・提出された書類を基に、審査を行い、審査が通った方が補助対象者となります。
- ・交付決定後に事業に着手し、事業完了後に実績報告を提出してください。
- ・提出された実績報告の審査が終わった補助対象者に補助金が入金されます。

事業全体のスケジュール



1 交付申請における審査の手順、注意事項等

- ・申請期間内に、神奈川県脱炭素戦略本部室で受理した申請書を順次審査し、その結果、補助対象事業として交付決定したものを申請者に対して通知します。
(先着順)
- ・申請書の受付は、申請期間内の平日（月～金（祝日を除く。））のみ行います。
また、郵送で提出してください。持込みによる提出は受け付けません。
- ・必ず、要綱で定める補助対象設備の工事を始める前に申請し、交付決定の通知を受けてください（事前申請）。交付決定の通知前に工事を行った場合は、補助対象となりません。
- ・提出後の問合せ等がスムーズに進むように必ず控えを保管してください。

（注1）申請期間前に到着した書類は、受理しませんので注意してください。

（注2）不備不足のない書類が到着した日が、受理日となります。受理日を起点として審査が始まり、交付決定まで通常1か月程度を要します。

（注3）必ず、要綱で定める書類を全てそろえてから一度に提出してください。申請書類に不備不足がある場合は、受理しませんので注意してください。当該書類は不受理扱いとして、原則として返送します。

（注4）交付決定通知書は申請者本人宛に郵送します。施工業者等への通知はありませんので、申請書類の準備を施工業者等に補助していただく場合には、交付決定通知を受け取った旨を共有の上、事業を進めてください。

（注5）実績報告時に、交付決定通知書の右上に記載されている日付及び交付決定番号が必要となりますので、注意してください。

（注6）申請者は、交付決定通知書の紛失等がないように適切に保管してください。また、所要の日数を経過しても到着していない場合は、誤配の可能性があるので連絡してください。

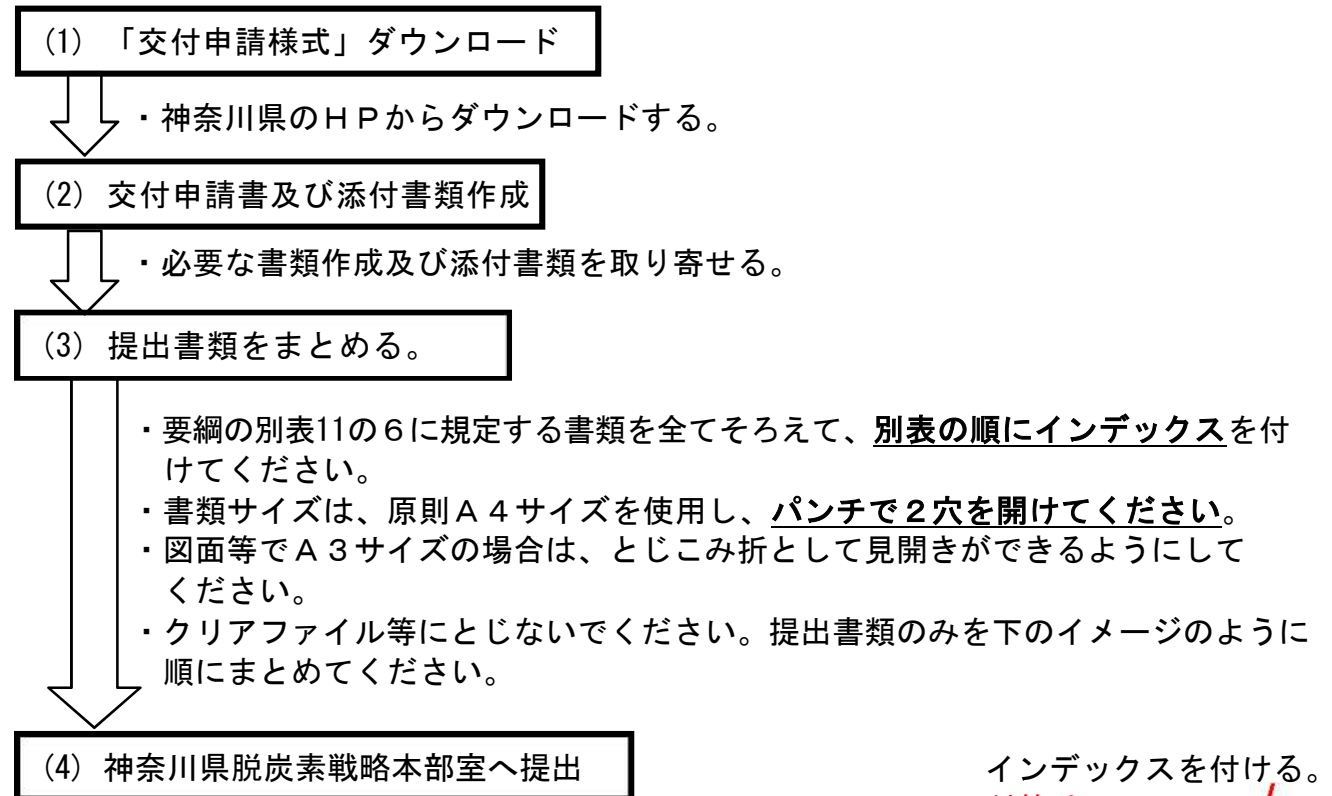
（注7）交付決定を受けただけでは、補助金は入金されません。事業が完了した後、実績報告書を提出してください。審査が終了してから補助額が確定し、入金となります。

2 交付申請の方法について

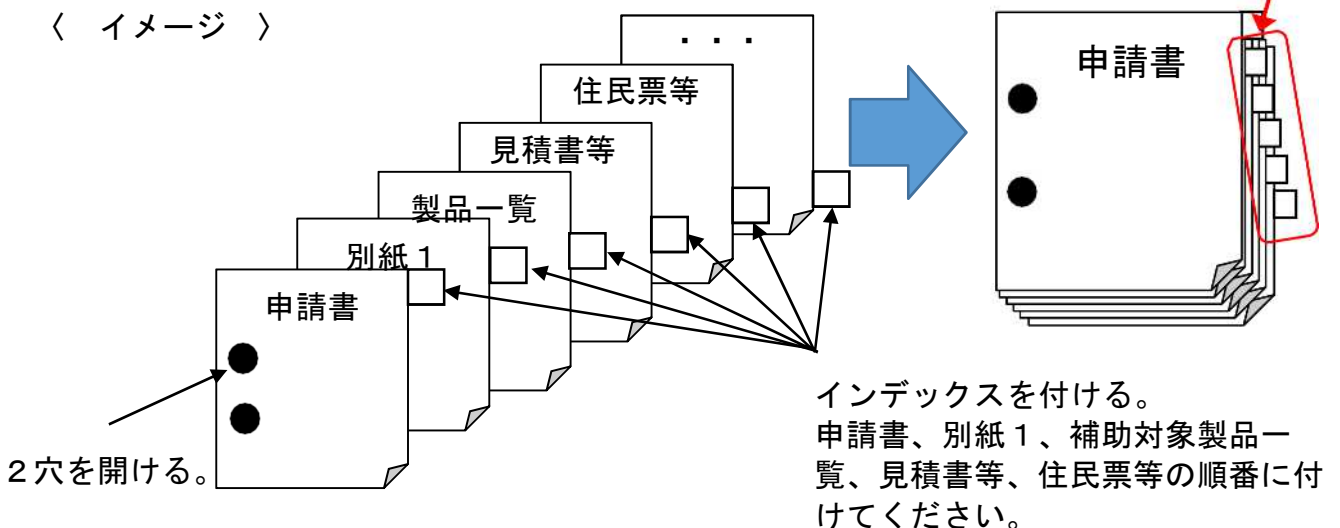
- ・「令和5年度神奈川県既存住宅省エネ改修事業費補助金」のHPから様式をダウンロードして、申請に必要な書類を作成してください。

(注1) 要綱の規定のとおり、提出書類は、不備不足のないように注意してください。
全てそろえてから一度に提出してください。

(注2) 不備不足がある場合は、返送します。



〈 イメージ 〉



〈郵送先〉 神奈川県 環境農政局 脱炭素戦略本部室 既存住宅省エネ改修事業費補助金審査事務局
〒231-0023 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル913号室
※県がイマジネーション株式会社に審査業務等の一部を委託しています。

3 実績報告における審査の手順、注意事項等

- ・補助事業完了から2か月以内又は補助事業を実施した年度の翌年度の4月末日のいずれか早い期日までに、神奈川県脱炭素戦略本部室で受理した実績報告書を順次審査し、その結果、審査を通過した申請者に補助金を入金します。
- ・事業の完了から2か月後が休日に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなします。
- ・実績報告書の受付は、平日（月～金（祝日を除く。））のみ行います。
また、郵送で提出してください。持込みによる提出は受け付けません。
- ・提出後の問合せ等がスムーズに進むように必ず控えを保管してください。

(注1) 実績報告書の提出期限以降に到着した書類は、受理しませんので注意してください。

(注2) 必ず要綱で定める書類を全てそろえてから提出期限までに一度に提出してください。受理日を起点として審査が始まり、補助金の入金まで通常1か月程度を要します。

(注3) 不備不足のない書類が到着した日が、受理日となります。万が一不備不足があった場合には、不備不足書類を含めた全ての書類が実績報告書の提出期限までに提出されている必要がありますので、注意してください。

(注4) 実績報告書の提出期限が、補助事業を実施した年度の翌年度の4月1日以降に当たる場合で、実績報告書を当年度の3月末日までに提出できない場合は、事業完了後当該年度の3月末日までに実施状況報告書を添付してください。

(注5) 補助金の入金に関する通知はありません。所定日数経過後に、通帳記入等により、確認をしてください。

(注6) 窓の完成写真は、改修前との違いが分かるように窓の外観写真の他に、ガラスの厚み、窓サッシ、窓金具が分かる写真も提出してください。

※ 通帳の写しについて

次の(1)又は(2)を提出してください。

(1) 通帳がある場合

通帳の表紙と見開きのページ（口座名義（カタカナ）、預金の種類等が記載されたページ）のコピー

(2) ネットバンキング等で通帳がない場合

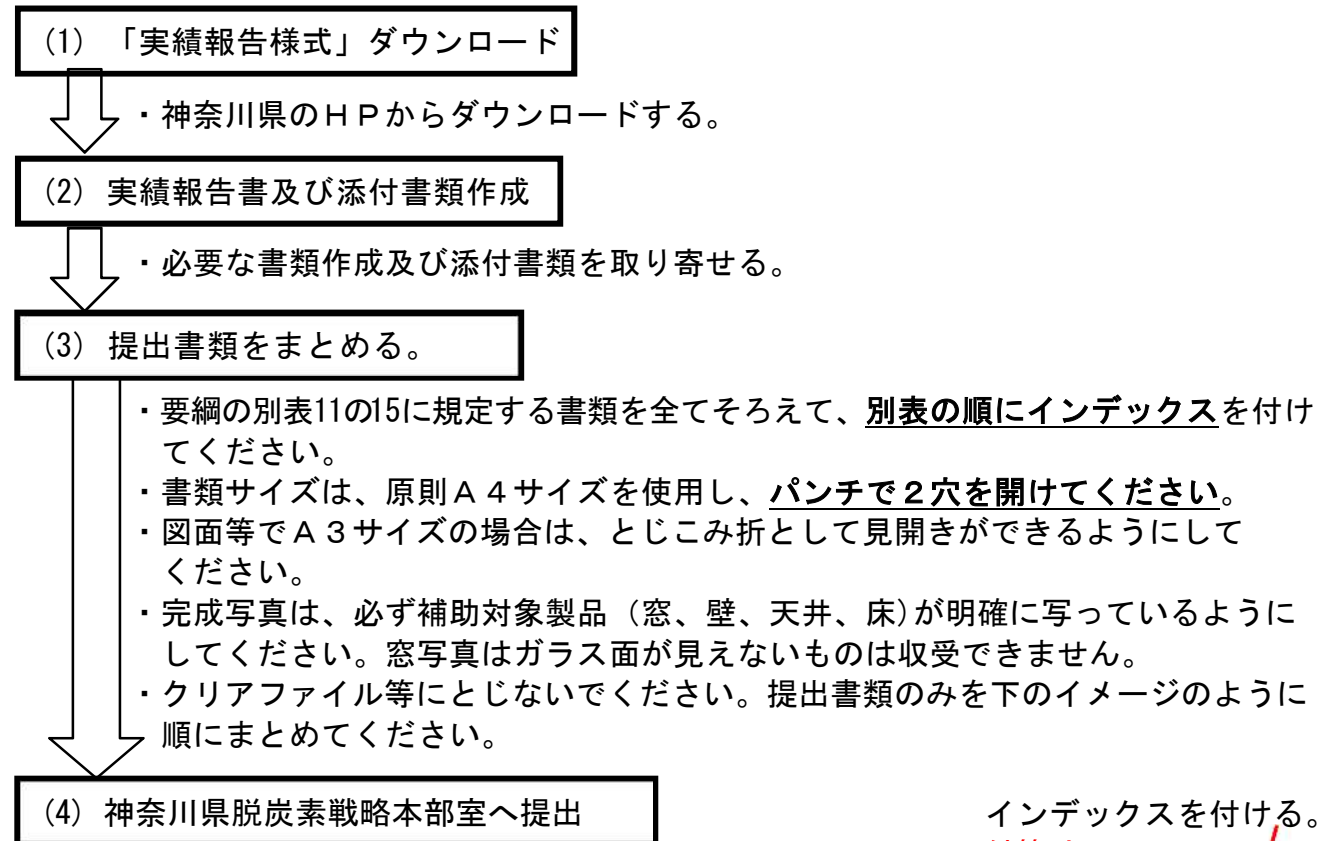
キャッシュカードの表面又はネットバンキングの入力画面（口座名義（カタカナ又はローマ字）、店名、預金の種類及び口座番号が記載された画面）のコピー

4 実績報告の方法について

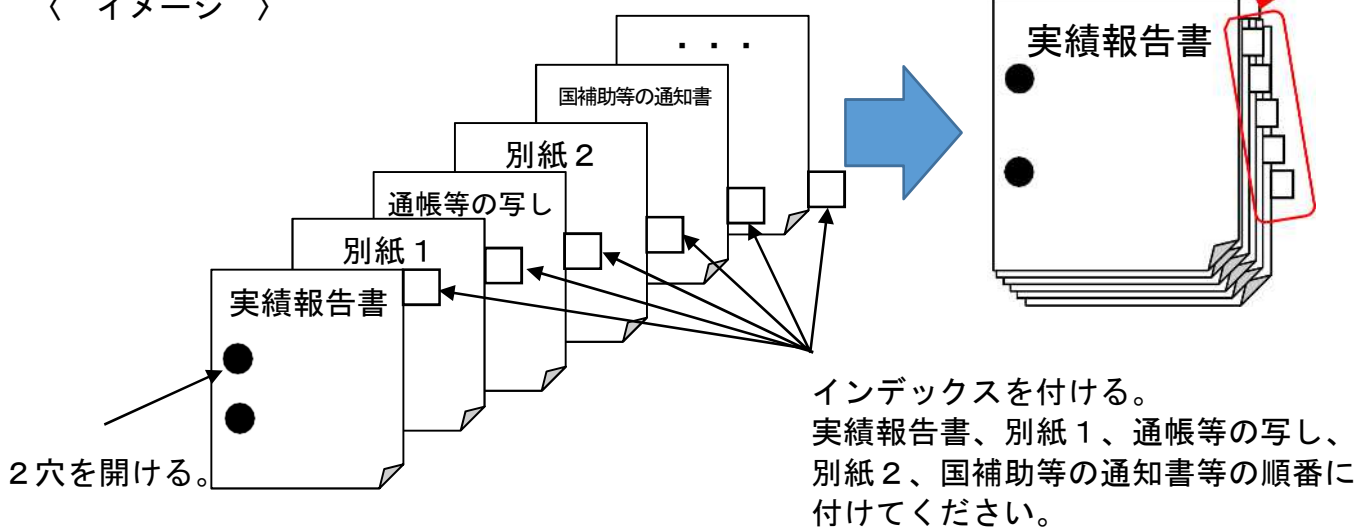
- ・「令和5年度神奈川県既存住宅省エネ改修事業費補助金」のHPから様式をダウンロードして、報告に必要な書類を作成してください。

(注1) 要綱の規定のとおり、提出書類は、不備不足のないように注意してください。
全てそろえてから一度に提出してください。

(注2) 不備不足がある場合は、返送します。



〈 イメージ 〉



〈郵送先〉 神奈川県 環境農政局 脱炭素戦略本部室 既存住宅省エネ改修事業費補助金審査事務局
〒231-0023 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル913号室
※県がイマジネーション株式会社に審査業務等の一部を委託しています。

5 事業完了日別の必要書類と提出期限

事業完了日	提出が必要な書類	提出期限
(1) 令和6年1月31日(水)まで	実施状況報告書	提出不要
	実績報告書及び添付書類	完了から2か月以内
(2) 令和6年2月1日(木)から2月29日(木)までの間	実施状況報告書※	令和6年3月29日(金)まで ただし、令和6年3月29日(金)までに実績報告書及び添付書類が提出できる場合は提出不要
	実績報告書及び添付書類	完了から2か月以内
(3) 令和6年3月1日(金)から3月29日(金)までの間	実施状況報告書※	令和6年3月29日(金)まで ただし、令和6年3月29日(金)までに実績報告書及び添付書類が提出できる場合は提出不要
	実績報告書及び添付書類	令和6年4月30日(火)まで

※ 実施状況報告書（別表11 第10号様式）見本

別表11 第10号様式（第12条関係）

神奈川県既存住宅省エネ改修事業費補助金実施状況報告書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号

住 所

氏 名

年 月 日付け 第 第 次で交付決定を受けた神奈川県既存住宅省エネ改修事業費補助金に係る事業の 年 月 日現在における実施状況について、次のとおり報告します。

1 補助事業の執行状況

2 補助対象経費の執行状況

【参考】

－ 居室について －

〈対象となる居室の例〉 リビング、ダイニング、キッチン、寝室、子供部屋等
ただし、ドア等で区切られていない区画は、同一の居室とする。

〈同一居室とする例〉 LDK（リビングダイニングキッチン）等

〈対象外の例〉 納戸、廊下、玄関、トイレ、浴室、屋根裏収納等

－ ガラスドアについて －

外気に接するキッチンの勝手口及びバルコニーのドア等のガラスドアは、補助要件となる改修必須の窓には含めないが、窓に類するものとして、補助対象に含めることができるものとする。

－ 換気小窓について －

外気に接する換気小窓は、補助要件となる改修必須の窓には含めないが、窓に類するものとして、補助対象に含めることができるものとする。